賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第１条第１項に係る特記仕様書

本業務委託は賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項を適用する契約である。

１　変動の対象となる経費は、契約金額変更の基準とした日における契約金額（未履行分）のうち、直接人件費及び直接人件費を用いて算出する額とし、本業務委託における直接人件費とは、受注者が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

２　本業務委託における賃金水準は、次のものをいう。

□　労務単価（該当労務単価：＿＿＿＿＿＿＿＿）
☑　千葉県最低賃金
□　民間給与実態調査（千葉市人事委員会公表）
□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿）

３　本業務委託における変更金額算定の基礎となる資料は、次のとおりとする。

☑　本市設計書
□　受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等
（ただし、この場合における変更金額は、受注者から提出される積算内訳書等の直接人件費の未履行分に、変動前賃金水準と変動後賃金水準を比較した賃金水準変動率を乗じた額から変動前契約金額（未履行分）の 100 分の 1 を差し引いた額とします。）